

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

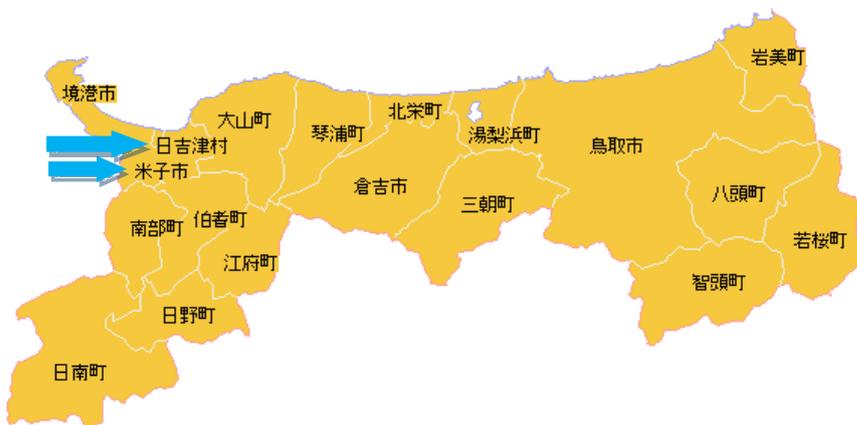
1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地（米子市・日吉津村HPより）

米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街である。市の大半は平坦な地形で、東にある標高 751.4 メートルの孝霊山とそれに連なる大山の山すそ、また南部に標高 100 メートル程度の山が点在する程度である。その一帯には、大山や中国山地に源を発する日野川のほか、法勝寺川、佐陀川、宇田川などが流れ、日本海へと注いでいる。

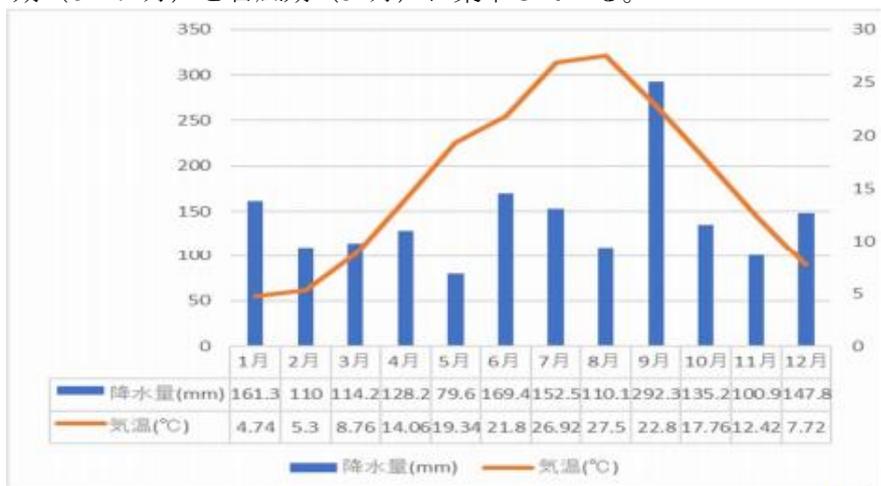
また、日吉津村は、鳥取県の西北端部に位置し、日野川右岸下流域に広がる箕蚊屋平野の一角を占める平坦地で、面積は、約 4 km²である。北は日本海に面し、北以外の三方を米子市に囲まれている。



(出所：国土交通省地籍調査状況マップ)

②気象概況（気温、降水量）

日本海側気候の中では比較的温暖な地域であり、過去 5 年の平均気温は約 16℃、同じく過去 5 年の年平均降水量は 1,705 mmとなっている。降水量の多くは降雪期（12～1 月）、梅雨期（6～7 月）と台風期（9 月）に集中している。



(気象庁ホームページより作成)

③災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市・村のハザードマップによると、最大規模の洪水が発生した場合、米子日吉津商工会が立地し、商業・サービス業・製造業が多く集積する地域では、広範囲で0.5 m～3m以下の浸水が予想される。中でも、日本海側から日野川・佐陀川・精進川に隣接する地域では3m以上の浸水が想定される場所がある。



(各河川等の浸水予想範囲図)

地区	No	施設名	所在地	想定最大規模	対象地区	施設名	所在地	想定最大規模	
県	113	県公民館(※2階以上)	河間5	0.5m未満	海川、富吉 今吉、椿屋	日吉津小学校(校舎)(※2階以上)	日吉津872-12	0.5～3m未満	
	114	あがた保育園	福万363-4	0.5m未満		日吉津上1	日吉津村農業者トレーニングセンター(※2階以上)	日吉津936	0.5～3m未満
	115	下福万児童館	福万200	—		日吉津上2			
	116	下福万隣保館	福万199-1	0.5m未満		日吉津下口			
淀江	117	福吉集落センター	淀江町福吉175	—	全村	ヴィレステひえづ(※2階以上)	日吉津930	0.5～3m未満	
	118	米子市淀江支所庁舎	淀江町西原1129-1	—		全村	日吉津村社会福祉センター(福祉避難所) ※状況に応じて開設	日吉津973-9	0.5～3m未満
	119	淀江小学校(※2階以上)	淀江町西原244-2	0.5～3m未満			対象地区	施設名	所在地
	120	淀江中学校	淀江町西原660	—	全村	日吉津村役場(※2階以上)	日吉津872-15	0.5～3m未満	
	121	淀江体育館	淀江町西原805	—	全村	イオンモール日吉津(※2階以上)	日吉津1160-1	0.5～3m未満	
	122	宇田川保育園	淀江町中西尾224-2	—	大高	109 伯仙小学校	尾高418-1	0.5m未満	
	123	淀江公民館宇田川分館(旧宇田川公民館)	淀江町中西尾466	—		110 大高公民館	尾高1759-1	0.5m未満	
	124	富繁構造改善センター	淀江町富繁55-4	—		111 こたが保育園	尾高566	0.5m未満	
	125	淀江老人福祉センター	淀江町淀江1110-1	—		112 元米子勤労者体育センター	尾高2347-1	—	
	126	淀江保育園	淀江町淀江480-3	—					
	127	淀江公民館(旧淀江中央公民館)	淀江町淀江769	—					
	128	淀江ゆめ温泉	淀江町福岡1547	—					
	129	米子白鳳高等学校	淀江町福岡24	—					

(米子市・日吉津村：洪水想定最大規模表)

■想定される大雨の雨量

(出典：米子市・日吉津村洪水ハザードマップ)

対象河川	想定降雨	作成日
日野川	日野川流域の48時間総雨量519mm	日野川河川事務所、平成28年6月9日
佐陀川・精進川	佐陀川流域の24時間総雨量607mm	鳥取県、平成30年6月5日
宇田川	宇田川流域の1時間総雨量65.3mm	鳥取県、平成27年3月

(津波：ハザードマップ)

米子市及び日吉津村は日本海に面しており、佐渡島北方沖断層、鳥取県沖東部断層、鳥取県沖西部断層において、最大クラスの巨大地震が発生した場合、美保湾沿岸部一帯で津波の被害が発生する可能性がある。津波が発生した場合、美保湾沿岸部地域一帯で1m未満の浸水が予想され、宿泊業が集中している皆生温泉地区では3mを超える浸水の恐れがある。

また、日吉津村地域においても、沿岸部一帯で浸水することが予想され、一部では、3mを超える恐れがある。

■想定される津波の高さ、到達時間

(出典：米子市・日吉津村津波ハザードマップ)

想定断層	マグニチュード	最高津波高	津波到達時間	
			初期波	最大波
佐渡島北方断層	M 8. 1 6	米子市 4. 72m	1 時間 51 分	3 時間 25 分
		日吉津村 3. 99m	1 時間 53 分	3 時間 24 分
鳥取沖東部断層	M 7. 3	米子市 1. 19m	40 分	3 時間 30 分
		日吉津村 0. 99m	42 分	2 時間 13 分
鳥取沖西部断層	M 7. 0 5	米子市 1. 36m	12 分	20 分
		日吉津村 1. 14m	13 分	22 分

(土砂災害：ハザードマップ)

米子市のハザードマップによると、卸・小売業の多い市中央部から、市東部の米子日吉津商工会が立地する淀江町地区の山間部等に土砂災害警戒区域に指定されている場所があり、土石流やがけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れがある。市南部に立地している「石州府工業適地」の隣接地の一部が、土砂災害警戒区域に指定されている。

(地震・津波：J - SHIS)

平成 12 年に鳥取県西部地震地震で大きな被害を受けたものの、ハザードステーションの防災地図によると、米子市全域において震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で発生する確率は 26% 以下となっている。

(原子力災害)

米子市弓ヶ浜半島の大部分は、島根原子力発電所の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に含まれており、万が一の災害に際し、市民の身体、生命、財産を守るための対策が必要とされる。米子市では、「米子市地域防災計画（原子力災害対策編）」を策定しており、原子力災害に対する備えや、万一、島根原子力発電所で何らかの事故が発生した場合の対策と指針を定めている。また、「米子市地域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」において、UPZ 内の住人の避難に関する運用部分について計画している。UPZ 内には、米子市の主な工業集積地である「和田浜工業団地」、「夜見・富益工業団地」が立地している。

(感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ）)

米子市は、職員の多くが新型インフルエンザにり患し業務継続に支障が生じる事態に備えて、平成 21 年度に「新型インフルエンザ BCP」を策定した。令和 2 年に国内全域で感染拡大した新型コロナウイルス感染症については、「新型インフルエンザ BCP」を基に新型コロナウイルス対策の特性などに配慮した「新型コロナウイルス BCP」を令和 2 年 4 月に策定した。

令和 4 年 1 月 4 日現在、鳥取県内の累計感染者数は 1, 669 名となっている。今後、観光ビジネス等による人の往来が活発になることで、再び全国的な感染拡大が起こる可能性があり、引き続き警戒が必要である。

(2) 商工業者の状況 (令和2年度 鳥取県商工会白書)

- ・商工業者数 674 事業所
- ・小規模事業者数 459 事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)	
商工業者	建設業	134	121	淀江地区、伯仙地区、日吉津村内に点在している
	製造業	60	44	日吉津村内及び食品流通団地内に多く集中している
	卸売業	26	18	淀江地区、伯仙地区、日吉津村内に点在している
	小売業	195	92	国道9号線及び淀江地区、伯仙地区、日吉津村内に点在している
	飲食・宿泊業	58	39	国道9号線及び淀江地区、伯仙地区、日吉津村内に点在している
	サービス業	153	114	国道9号線及び淀江地区、伯仙地区、日吉津村内に点在している
	その他	48	31	

(3) これまでの取組

ア 米子市の取組

- ・地域防災計画 (共通・風水害・震災・津波被害、原子力災害等対策計画) の策定 (最終改定令和2年7月)、総合防災訓練の実施
- ・米子市まちづくりビジョンによる防災・減災に関する各施策の推進
- ・新型コロナウイルス感染症米子市事業継続計画の策定 (令和2年4月)
- ・防災に関する情報提供 (防災マップ関係、防災よなごHP)
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時の物品提供等について事業者と協定を締結 (50 事業者)

イ 日吉津村の取組

- ・地域防災計画の策定 (最終改定: 令和2年3月)、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成26年11月)
- ・新型コロナウイルス感染症対応事業継続計画の策定 (令和2年5月)
- ・災害時における物資の提供等について事業者と協定を締結 (8 事業者)

ウ 米子日吉津商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社 (東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社) と連携した損害保険の活用促進 (ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結 (令和元年8月20日)

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別 BCP 計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進
(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

米子日吉津商工会と米子市、日吉津村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり米子日吉津商工会と米子市、日吉津村が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・米子日吉津商工会は、令和4年度内に事業継続計画を見直し予定。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・米子日吉津商工会と米子市、日吉津村で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度6弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、米子市、日吉津村、米子日吉津商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・米子日吉津商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について米子市、日吉津村と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、米子市、日吉津村における感染症対策本部設置に基づき米子日吉津商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・米子市、日吉津村は、米子日吉津商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・米子日吉津商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を米子市、日吉津村と共有する。
- ・米子日吉津商工会と米子市、日吉津村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・米子日吉津商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

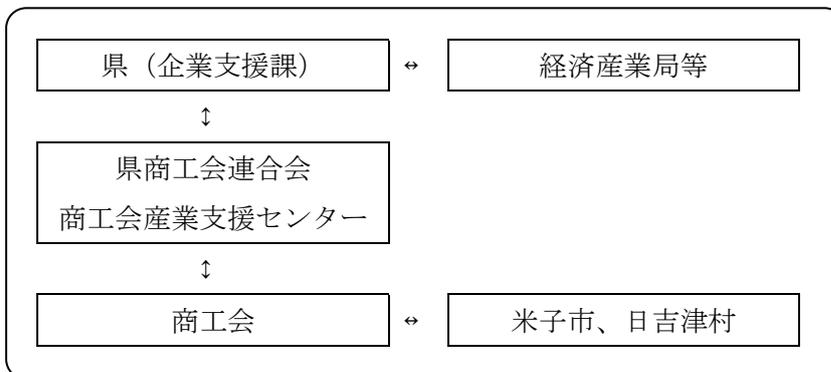
ウ 被害状況の県への報告

米子日吉津商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握可能な場合）、対応内容、復旧見込
(以下は、県への報告様式)

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、米子日吉津商工会と米子市、日吉津村が共有した情報を県の指定する方法にて米子日吉津商工会又は米子市、日吉津村より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・米子市、日吉津村と米子日吉津商工会は、相談窓口の開設について相談する（米子日吉津商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・米子市、日吉津村と米子日吉津商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・米子日吉津商工会、米子市、日吉津村、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

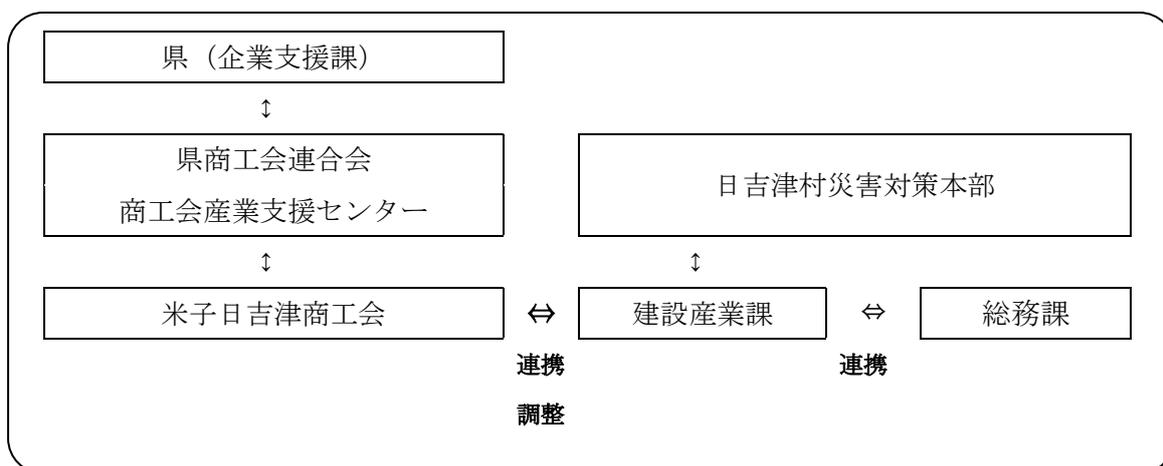
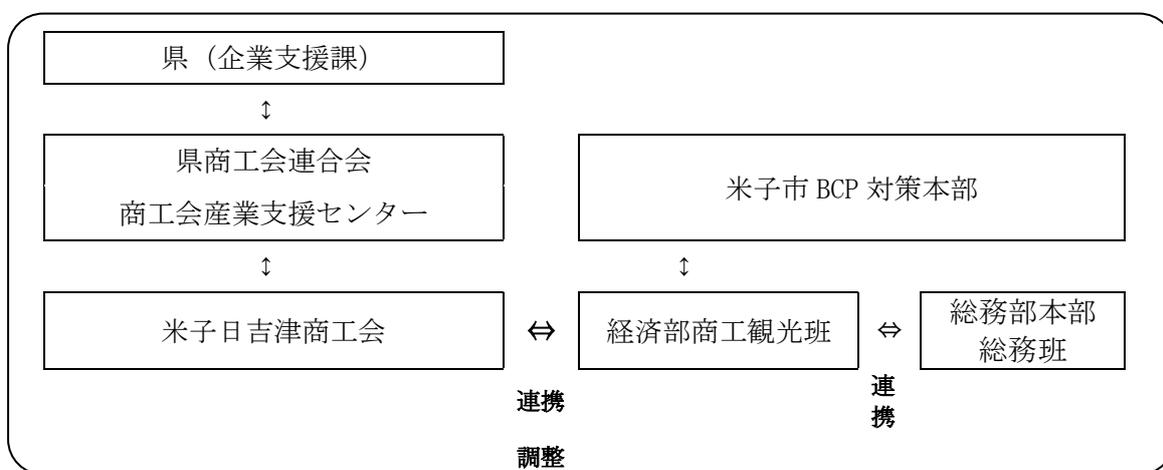
(令和3年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

米子日吉津商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員3名、一般職員1名 計6名

米子市役所：経済部商工観光班2名、総務部本部総務班1名

日吉津村役場：建設産業課2名、総務課1名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：小川 直生

連絡先：0859-56-2700

- ②当該経営指導員等による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
- ・本計画の具体的な取組や実行
 - ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①米子日吉津商工会

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129-1 米子市淀江庁舎 2F
 TEL:0859-56-2700 / FAX:0859-56-2798
 E-mail: yonahie-sci@tori-skr.jp

②関係市町村

米子市 経済部商工課
 〒683-8686 鳥取県米子市東町 161-2 米子市役所第2 庁舎 4F
 TEL:0859-23-5217 / FAX:0859-23-5354
 E-mail: shoko@city.yonago.lg.jp

日吉津村 建設産業課
 〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15
 TEL:0859-27-5953 / FAX:0859-27-0903
 E-mail: kensetsu-san@vill.hiezu.lg.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
1. BCP セミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100
3. パンプ、チラシ制作費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金、米子市補助金、日吉津村補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	